

メディアスクーリング
法学(日本国憲法)

【第 12 回】

違憲審査制

1 違憲審査制の意義

- ・近代法は立憲主義を基本原理としている。

※立憲主義 = 国家の最高法規として憲法を制定し、憲法によって認められた範囲内でのみ国家権力の行使を認めるという考え方。

- ・立憲主義を維持するためには、憲法の最高法規性が脅かされないようにしなければならず、それには憲法に反する国家権力の行使を抑止・是正するための制度(=憲法保障制度)が必要となる。

- ・憲法保障制度の中でも、最も直接的に憲法の最高法規性を守るための制度が、違憲審査制である。

※違憲審査制 = 国会の制定した法律、行政機関の制定した命令、行政機関行った処分などが、憲法に違反していないかどうかを判断する制度。

- ・また、違憲審査制は、行政権・立法権の濫用を防ぎ、権力の均衡を保つという権力分立の機能も果たしている。

2 違憲審査制の類型

- ・違憲審査制は、19世紀初頭のアメリカで判例上確立し、20世紀になってヨーロッパ各国に拡大した。

- ・各国の違憲審査制は、大別して次の二つの類型がある。

- ①付隨的違憲審査制 = 通常の裁判所が、具体的な訴訟を裁判する際に、その前提として、当該訴訟の解決に必要な限りにおいて、違憲審査を行う。
19世紀初頭のアメリカで判例上確立した違憲審査制で、その後、カナダ、インド、オーストラリアなどの英連邦諸国やラテンアメリカの国々に広まった。
- ②抽象的違憲審査制 = 通常の裁判所とは別に、特別に設けられた憲法裁判所が、具体的な訴訟と関係なく、抽象的に違憲審査を行う。
20世紀初頭にチェコスロバキア憲法やオーストリア憲法で導入された違憲審査制で、その後、ドイツ、イタリアなどのヨーロッパ大陸諸国や韓国などに広まった。

3 日本国憲法が定める違憲審査制

- ・日本国憲法は、81条で裁判所に違憲審査権を付与している。

※憲法 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

★憲法 81 条の規定を見ると、最高裁判所のみに違憲審査権が与えられているようにも読めるが、下級裁判所も事件を解決するのに必要不可欠な範囲内で、違憲審査権を行使できるとするのが通説・判例の立場である。

- ・憲法 81 条が定める違憲審査制が、抽象的違憲審査制なのか付隨的違憲審査制なのかについて争いがある。

◇学説(a)：抽象的違憲審査制説

- ・最高裁判所には、付隨的違憲審査権のほかに、憲法 81 条によって憲法裁判所的な抽象的違憲審査権が与えられていると解すことができ、よって日本国憲法に規定された違憲審査制は、抽象的違憲審査制である。

[論拠]

- ・憲法が 81 条は、最高裁判所に対して、憲法 76 条 1 項で付与された司法権に加えて、特別の権限として抽象的違憲審査権を認めたものと解することができる。

◇学説(b)：付隨的違憲審査制説（通説・判例）

- ・憲法 81 条は、最高裁および下級裁判所に付隨的違憲審査権を付与したものと解され、よって日本の違憲審査制は、アメリカ的な付隨的違憲審査制である。

[論拠]

- ・違憲審査権について定めた憲法 81 条が、憲法第 6 章「司法」の中にある以上、違憲審査権も伝統的な司法の概念を前提にしていると解される。

※司法 = 関係当事者間に発生した具体的な権利義務に関する法的紛争に対して、法を適用することによって、これを解決する作用。

- ・抽象的違憲審査制が認められるためには、それを積極的に明示する規定が、一般的な司法権とは別に憲法上定められていなければならない。

◇学説(c)：法律事項説

- ・憲法 81 条が抽象的違憲審査制を採用していると解することはできないが、それを禁ずる趣旨にも解されないので、法律等でその権限や手続を定めれば、抽象的違憲審査制を導入し、最高裁に憲法裁判所の機能を付与することも可能である。

◆判例：警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（1952）

[概要]

- ・社会党の代表者であった鈴木茂三郎氏が原告となって、自衛隊の前身である警察予備隊が違憲無効であるとの確認を、直接、最高裁判所に対して求めた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、具体的な法的紛争が生じていないにもかかわらず、裁判所が抽象的に法令の合憲を判断することはないと判示して、訴えを却下した。

4 違憲審査権の限界

- ・違憲審査権は、憲法の最高法規性を維持するための重要な権限であるが、違憲審査権が及ばないと考えられている行為が存在する。

(1) 議院の自律権に属する行為

※議院の自律権 = 懲罰や議事手続など、国会または各議院の内部事項について、自主的に決定できる権能のこと。

- ・通説・判例では、議院の自律権に属する事項に関しては、議院の内部的自律の尊重という観点から、違憲審査権は及ばないとされている。

◆判例：警察法改正無効事件最高裁判決（1962）

[概要]

- ・1954年に成立した新警察法（従来の市町村警察制度を廃止して、これを都道府県警察に組織変更するもの）は、その審議にあたり、野党議員の強硬な反対のため、議場混乱のまま可決されたが、その議決が無効ではないかが争われた事件。

[判旨]

- ・最高裁は、警察法が両院の議決を経たものとして公布された以上、裁判所はその議事手続の有効無効を判断すべきではないと判示し、議院の内部事項については裁判所の審査権が及ばないと認めた。

(2) 統治行為

※統治行為 = 国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為で、具体的な争訟として裁判所による法律的な判断が理論的には可能であるが、事柄の性質上、司法審査の対象から除外される行為のこと。

- ・統治行為は司法審査の対象から外されるべきであるとする法理論を統治行為論といい、通説・判例は統治行為論を採用している。

◆判例①：苫米地事件最高裁判決（1960）

[概要]

- ・衆議院の内閣不信任を経ずに、内閣によって一方的に行われた衆議院解散について、当時の衆議院議員の苫米地氏が違憲を主張して出訴した事件。

[判旨]

- ・最高裁は、衆議院の解散は統治行為に当たるとし、裁判所の審査権が及ばないと判示した。

◆判例②：長沼事件札幌高裁判決（1976）

[概要]

- ・自衛隊のミサイル基地建設に反対する住民が、自衛隊の違憲性と平和的生存権の侵害を理由に、基地建設のために行われた保安林の指定解除処分の取消を求めた事件。

[判旨]

- ・一審札幌地裁判決は、自衛隊の違憲性を認めて、原告住民の訴えを認容した。これに対し、二審札幌高裁は、統治行為論によって憲法判断を避け、住民の請求を退けた。
- ・なお、続く最高裁判決（1982）は、原告には訴えの利益がないとして訴えそのものを退け、自衛隊の憲法適合性については判断を下さなかった。

5 違憲審査のあり方 — 司法積極主義と司法消極主義

- ・違憲審査権の行使は、立法権や行政権との緊張関係を含む場合が多いため、国会や行政機関の権限と立場に十分配慮しながら行われなければならない。
- ・そうした配慮をどの程度行うかは、裁判所自身の判断にかかっているところが少なくなく、したがって違憲審査制の実際のあり方は、憲法判断や違憲判断に対する裁判所の態度によってかなりの振幅が生じる。

●司法積極主義と司法消極主義

- ・違憲審査に対する裁判所の態度は、司法積極主義と司法消極主義の二つに大別される。

司法積極主義 = 違憲審査権の行使に際して、積極的に憲法判断を行うとともに、憲法判断をする場合には、積極的に違憲の判断を下すという裁判所の態度。

司法消極主義 = 違憲審査権の行使に際して、できるだけ憲法判断を回避しようとするとともに、憲法判断をする場合でも、できるだけ違憲の判断を下さないようにするという裁判所の態度。

●司法消極主義の論拠

- ①裁判所は、本来、非民主的な機関であるから、国民の意思を反映した議会や政府の行為を尊重するべきである。
 - ②裁判所に対する国民の信頼を傷つけないためには、裁判所が自制する必要がある。
- ・①や②の要素を重視するほど、裁判所の態度は司法消極主義的になり、その結果、違憲審査権の限界も広がることになる。

●日本における司法消極主義

- ・日本の裁判所は、特に司法消極主義的な傾向が強いといわれており、違憲審査制を取り入れている他の先進諸国と比較しても、違憲判決の数が極めて少ない。
- ・その背景には、日本の裁判所や裁判官は、国会や行政機関に対する敬謙の意識が強く、また政策判断を避ける傾向が強いことが影響を与えていると考えられる。